

泉陽会公開講座のご報告

テーマ「相続・遺言の基礎知識と相続登記申請義務化について」

- 開催日時：令和6年10月19日（土）午後3時~4時30分
- 開催場所：泉陽会館2階 集会室
- 講師：司法書士 徳田要市氏（昭和53年卒・30期生）
- 参加者数：19名

今回の公開講座は、30期生 司法書士の徳田要市氏に「相続・遺言の基礎知識と相続登記申請義務化について」というテーマでお話をいただきました。



配布資料にそって、始めは、相続とは、相続されるもの、相続されないものの説明がありました。

つぎに、誰が相続するのかということで、法定相続人、相続順の基本形を図解で分かりやすく説明していただきました。

そして遺言書のお話しへ。

遺言書についてのイメージは人それぞれかと思いますが

遺言が無ければ、法定相続人間で遺産分割協議が必要になるとの事。

遺言を書いた方がよい人として

- ・ 子供がない人
- ・ 離婚した相手との間に子供がいる
- ・ 特定の財産を特定の相続人に残したい

など具体的な例示がありました。

遺言が無効になるケース。

自筆証書遺言、公正証書遺言の2種類の遺言書の作成方法や保管の説明。

最後に令和6年度4月1日施行の相続登記の申請義務化について、

登記申請の例を用いて手続きの説明をいただきました。



質疑では、参加者の皆さんから具体的な質問が多くでしたが徳田氏に丁寧にお答えをさせていただきました。